

令和7年大和市農業委員会第1回総会議事録

令和7年1月24日（金）午後4時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員

2番 大沼 茂樹 委員

3番 眞壁 浩二 委員

4番 遠藤 一直 委員

6番 渡邊 みどり 委員

7番 富澤 克司 委員

8番 田邊 義之 委員

9番 古木 恒樹 委員

10番 荻窪 登 委員

11番 池田 俊一郎 委員

12番 木村 賢一 委員

13番 古谷田 和子 委員

14番 保田 雄一 委員

15番 長谷川 慶太郎 委員

16番 関水 好美 委員

2. 本日の欠席委員

5番 小川 正夫 委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 金子 純一郎

次長 佐藤 祐介

主査 中川 雅美

主査 富田 規裕

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

日程第6 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

午後 4 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 15 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 7 年 1 月大和市農業委員会第 1 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

この際、議長から申し上げます。

ただいま本総会を傍聴したい旨の申し入れがありました。農業委員会等に関する法律第 26 条により、「総会及び部会の会議は、公開する」とされています。傍聴人が入室されますので、この場で暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長 会議を再開します。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明したり審査に支障を来すことのないよう、念のため申し上げておきます。

携帯電話をお持ちの場合は、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

また、傍聴席では、撮影、録画、録音などをすることができませんので、あらかじめご承知おきください。

それでは、再開いたします。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、4 番、遠藤一直委員、6 番、渡邊みどり委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

12 月 23 日、第 48 回大和市民まつり第 2 回役員会及び第 1 回実行委員会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

令和 7 年 1 月 6 日、眞壁会長、遠藤職務代理、遊休農地対策部会から池田部長が、市長、副市長及び市議会正副議長を訪問いたしました。

1 月 9 日、大和市賀詞交歓会が大和スポーツセンターで開催されました。

1 月 15 日、第 106 回常設審議委員会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席

されました。

続いて、県許可等の状況でございます。

令和6年第11回総会、議案第26号の下鶴間における所有権移転の許可申請につきましては、令和6年12月20日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 令和6年12月23日、第48回大和市民まつり第2回役員会及び第1回実行委員会に出席してまいりました。役員会については、主にポスターデザイン案の承認について、それから、実行委員会については、主には各部会の進捗状況の報告、それから、協賛のご案内について、ボランティアの募集についての報告がありました。5月10日・11日の引地台公園で実施される大和まつりについてということで、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは私から。まずは、1月9日の大和市賀詞交歓会でございますが、私、ちょうど同じ時間帯で不幸が入ってしまいまして、出席にしておいたのですが、欠席になってしまいましたので、皆さん、出席していただいた方、ありがとうございました。

1月15日の常設会議でございますけれども、この日は3つの諮問がありまして、横浜市南部のほうの諮問ですが、これはかなり大きな、7,753㎡というサッカーコートの新設するといった案件、それから、小田原市のほうは、これも7,000㎡以上なのでございますけれども、7,098㎡。これは資材置場とか車両置場に要する案件でした。あと、3番目、海老名市ですけれども、これは5,655㎡。そういった案件、3つの諮問が出ておりますね。全て、全員の諮問同意ということになりました。

あとは、令和8年度の農業の県実施予算要望案が取りまとめられましたので、

それについてのお話し合いがありました。

以上でございます。

本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第1号についてご説明いたします。議案書の1から2ページの4件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

田邊委員。

○田邊委員 農地法第3条の関係なのですけれども、1点だけ確認させてください。番号4番の関係で、多分、この対象農地の借手に、認定新規就農者が借りている方があると思うのですけれども、今回、相続人の方ですが、今後、この土地をどうされるか聞いているか、もしわかれば教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 番号4番の件につきましては、亡くなられた方のご長男に当たるのですけれども、その方が所有者として引き続き農地を所有していくのですが、その筆がたくさんある中で、そのほとんどが、今、委員がおっしゃった新規就農の方が借りているような状況ですので、そのまま引き継いで、その借主が耕作をしていく予定ということで伺っております。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 そうすると、当面ですけれども、認定新規就農者の方々が、そのまま経営できるということよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 そのように聞いております。

○議長 ほか、ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第2号については議案書3から4ページの8件が、報告第3号については議案書5ページの1件がございました。案内図は総会資料の3から5ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 3件ございまして、1つ目が、4番の件ですけれども、これは地図の下の駐車場も含めた形で、一体での転用目的なののでしょうか。それとも、ここだけの転用目的なののでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは既存となりますので、該当の土地だけの転用となりまして、アパート1棟と、左側のアパートの半分が対象となっています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、下の駐車場と書かれているところと左側の棟の半分に関しては、もう既に農地ではないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そちらが転用済みなのかどうかは、確認ができておりません。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員　　なぜこのタイミングで転用が出てきたのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　その前のご質問ですけれども、残りのところ、白い、網かけ以外のところにつきましては既存ということで、今報告にあるような土地利用がされている。ただ、登記地目がすでに農地以外のものになっているということで、今回は対象外ということです。

その理由について、特に聞いていないので詳細は不明ですけれども、地目が畑の部分が残ってしまったので、そこを整理されることと思われま。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　これも共通して、似たような質問になってしまうのですが、No. 5 に関してですけれども、北側のほうと一体の利用のように現状が見受けられるのですが、北側のほうに関しては、特に農地ではないという認識でよろしいでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　そのとおりでございます。こちらも既存ということですので、長谷川委員がおっしゃるように、現在、この網かけのところとその上の部分については一体的に駐車場として利用されております。そのこの部分の該当する部分について、地目変更のための届出が出されたと思われま。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　あわせて、5番と6番ですけれども、6番に関しては、かなり小さい面積ではあるのですが、それぞれ、先ほどの質問と同じように、なぜこのタイミングで出たのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

○議長　　事務局。

○事務局　　6番につきましては三角形の土地になりますが、こちらが、その下にあるのが、自宅と蔵みたいなものがありまして、その蔵の軒下の部分になっております。状況としましては、該当部分の北側の白いところが生産緑地になっております。そこが特定生産緑地に移行するに当たって、ここの部分の三角形の土地が非該当になったという経緯があり、その部分を今回、地目を合わせるという形で届出があったという状況でございます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 どうもありがとうございました。

○議長 木村委員。

○木村委員 同じようなことですが、いずれにしても、この2号については、大半が地目が畑のものであるから、今回、地目変更の申請が出ていることと、あと、既存の共同住宅とかのほか、あるいは平家の建物が多いのですが、その中で、今質問があった以外のところで、8番については、既存の建物があって、ここに書いてあります事務所と軽量鉄骨造と、これは既存の建物で、ただ、過去、今まで地目は畑のままだったので、この際、畑を地目変更で届出たと。この場所は準工の60の200になっていますので、たしかこれは、平成のはじめからここには事務所、建物がありましたので、要は、地目変更が出されていなかったということを出されたと思いますが、それで間違いがないかどうか確認したいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりだと思います。

○議長 木村委員。

○木村委員 それ以外は大体既存の建物で、その次の5ページの報告第3号のところですが、これについても、地目が、昔は田んぼだったのですが、地目がそのままで変更されていなかった。現時点では、これは既存の建物付で地目が田んぼのままだったので、この際、地目変更しないと売買できないということで、いわゆる業者で、今回売買されるようですから、この書類ですとね。既存の古い建物付の物件を譲受人に売却すると。については、田を地目変更したいということになるかと思いますが、これについてもそれで間違いがないかどうか確認させていただきます。

○議長 事務局。

○事務局 5ページの1番につきましては、転用ということで、既存のもの、現状更地になっているところなのですけれども、そこに一般住宅として建売りで建てるということで転用される予定です。転用とまた売買ですね。予定については、2月25日から着工予定ということで、聞いている状況です。

○議長 よろしいでしょうか。

ほか。田邊委員。

○田邊委員 報告第2号の番号5番ですけれども、延べ面積に対して駐車台数が10台ということで大分少ないような感覚を受けるのですが、どのような車種とか種類の駐車をするのかがわかれば、教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 10台というのは届出なので、届出者が書いてきた数字であって、それがどのようなところまでは確認できておりません。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 第2号の番号7番の面積と番号5番の面積を比較すると約5倍で、駐車台数が2倍なので、ついつい目についたので確認させてもらいました。どうもありがとうございました。

○議長 よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、受付番号1番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書6ページ、資料は6、7ページになります。

大和市長から、令和7年1月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は602㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間、賃貸借権を設定し、果樹を栽培する計画です。借人はトラック等農機具を所有し、現在1,344平米を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和7年1月14日に渡邊委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号2番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書6ページ、資料は8、9ページになります。

大和市長から、令和7年1月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は2,437㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年3月1日から令和10年2月29日までの3年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在2,437㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者1名で農業経営を行っております。

令和7年1月8日に荻窪委員と事務局で現地へ赴き、借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号3番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書6ページ、資料は10、11ページになります。

大和市長から、令和7年1月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は1,689㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年3月1日から令和8年2月28日までの1年間、賃貸借権を設定し、施設野菜及び露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を実家より借用し、現在5,272.15㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和7年1月7日に高橋委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号4番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書6ページ、資料は12、13ページになります。

大和市長から、令和7年1月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,608㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年3月1日から令和8年2月28日までの1年間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を実家より借用し、現在5,272.15㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和7年1月10日に関水委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号5番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書7ページ、資料は14、15ページになります。

大和市長から、令和7年1月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は939㎡です。当該農地は、接道がないため、農地所有者が所有している西側出口の宅地を経由して入ることとなっており、進入路は、資料14ページの地図中に点線でお示ししております。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年3月1日から令和8年2月28日までの1年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在6,635㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名の計4名で農業経営を行っております。

令和7年1月8日に木村委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号6番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書7ページ、資料は16、17ページになります。

大和市長から、令和7年1月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は336.6㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年3月1日から令和12年3月31日までの5年1カ月の間、賃貸借権を設定し、育苗施設としての活用及び葉物等の施設野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在6,635㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名の計4名で農業経営を行っております。

令和7年1月14日に渡邊委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明がそれぞれございますので、お願いいたします。

まず、受付番号1番と6番について、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 受付番号1番及び6番について、1月14日に事務局と現地に赴き、貸人及び借人とお会いし、確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号2について、荻窪委員、お願いします。

○荻窪委員 受付番号2番について、1月8日に事務局と現地に赴き、借人とお会いし、確認いたしました。現地は管理されており、問題はないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号3について、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 受付番号3番について、1月7日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし、確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号4について、関水委員、お願いします。

○関水委員 受付番号4番について、1月10日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし、確認いたしました。現地はしっかり管理されており、問題ないと思います。

○議長 次に、受付番号5について、木村委員、お願いします。

○木村委員 5番につきまして、1月8日、事務局と現地へ参りまして、貸人、借人とお会いし、確認いたしました。現地は、写真で見て、こういう場所なのですが、現在はトラクターできれいに耕されておりますので、これについては問題ないと思っております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 確認ですが、更新のまず1番ですけれども、今回更新で5年間ですので、この前は何年で契約されておられたのか、ちょっと確認させていただきます。

○議長 事務局。

○事務局 前回の貸し借りが、令和2年から7年の5年間となっております。

○議長 木村委員。

○木村委員 それは、令和2年からの5年間ですが、それが初めて貸し借りが始まったのか。

○議長 事務局。

○事務局 当時も更新となっておりますので、その前からなのですけれども、それ以前の情報は、今手元にありません。

○議長 木村委員。

○木村委員 これを見た範囲内で、年齢は1歳違いなのですが、これはご兄弟か何かでの貸し借りなのか、同じ姓になっておりますので、確認だったのですけれども。

○議長 事務局。

○事務局 1番のお2人につきましては、ご兄弟ということでお伺いしております。

○議長 ほか、いかがですか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

受付番号1について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号3について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号4について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号4は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号5について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号5は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号6について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号6は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和7年1月大和市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

午後4時37分 閉会